

平成22年2月15日招集

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成22年2月15日（月）午前10時00分開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号の上程説明並びに審議

茂原市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年2月15日（月）午前10時00分 開会

○議長（常泉健一君） おはようございます。ただいまから平成22年第1回臨時会を開会します。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時00分 開議

○議長（常泉健一君） 直ちに本日の会議を開きます。

————— ☆ ————— ☆ —————

議会運営委員会委員長の報告

○議長（常泉健一君） 最初に、今臨時会の運営につき、閉会中に議会運営委員会を開会し、種々協議を行いましたので、その内容について議会運営委員会委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長 伊藤すすむ君。

（議会運営委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○議会運営委員会委員長（伊藤すすむ君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る2月8日に招集告示されました平成22年第1回臨時会の運営につき、2月12日に委員会を開き、種々協議をいたしましたので、その内容について報告をいたし、皆様方の御協力をお願いするものでございます。

最初に、会期については、今臨時会の付議事件であります議案の内容を勘案し、本日1日とすることといたします。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定に続いて、議案第1号の上程説明並びに審議を議題といたします。議案の委員会付託につきましては、議案の内容から省略することといたします。

市長から提案理由の説明を行った後、議案調査のため休憩をとり、再開後、議案に対する質疑を行い、討論・採決を行うことといたしました。

以上が、今定例会の運営に関する協議決定事項であります。運営上、新たな問題が生じた際は、議会運営委員会において協議の上、処理していくことといたしました。議員皆様方の御理解、御協力を重ねてお願い申し上げまして、報告を終わります。以上です。

○議長（常泉健一君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

諸 般 の 報 告

○議長（常泉健一君） 次に、本日招集されました臨時会のため、市長並びに関係行政機関に出席を求めたところ、お手元に配付してありとおり出席報告がありました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（常泉健一君） 本日の議事日程は、既にお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

会議録署名議員の指名

○議長（常泉健一君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件については、会議規則第81条の規定により、議長から指名します。

会議録署名議員に

15番 伊 藤 すすむ 君

17番 勝 山 穎 郷 君

の2名を指名します。

————— ☆ ————— ☆ —————

会 期 の 決 定

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、議会運営委員会の協議に基づき、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日1日とすることと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 長 の 報 告

○議長（常泉健一君） ここで報告します。本日、市長から今臨時会に提出するための議案の送付があり、これを受取りお手元に配付しました。また、地方自治法第180条第1項の規定に

より、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償の決定及び和解に関することについて専決処分した旨の報告があり、同じくお手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（常泉健一君） 次に、議事日程第3「議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

議案第1号「不当労働行為救済申立事件の和解について」を上程します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 本日、平成22年茂原市議会第1回臨時会を開会することとなりました。議員各位におかれましては、3月定例会を控えておるところ、大変お忙しい中、まことに御苦勞さまでございます。

本日御提案申し上げます案件は、議案1件でございます。

議案第1号につきましては、茂原市学校給食公社労働組合から千葉県労働委員会に対して申立があった不当労働行為救済申立事件について和解するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当部長から説明させますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 教育部長 國代文美君。

（教育部長 國代文美君登壇）

○教育部長（國代文美君） 「不当労働行為救済申立事件の和解について」御説明申し上げます。

給食公社は、経費の節減を目的として昭和56年設立されました。29年を経過し、その間、組合の設立による団体交渉などを要因として給与等が上昇し、当初の目的が果たせない状況となつてまいりました。そのため、特に平成に入りさまざまな改善努力を行ってまいりましたが、所期の目的を達成することが困難な状況に至ったため、今回の改正となったものでございます。

今年度6月4日開催の教育委員会議におきまして、茂原市立学校給食公社管理規則6条の4を削除し、「公社を含む複数の法人の参入を可能とする」改正を行い、プロポーザル方式による公募を実施したところでございます。その結果、既に御報告しておりますとおり、給食公社を含む8社が公募し、最終的に株式会社東洋食品を新たな委託先と選定したところでござい

す。

その過程で、公社労働組合より市及び市教育委員会に対し団体交渉の申し入れがなされ、当方としては、使用者でないため団体交渉は応じられないと回答してまいりました。その結果、組合は、8月10日、千葉県労働委員会に不当労働行為救済を申立、8月12日、審議が開始されました。団体交渉を求める申立でございますが、審議内容は、公社職員の市「正規職員」への身分移管、再就職のあっせん、退職金を主な論点として、事前調査を9月15日、10月23日の2回、審問、これは証人喚問でございますが、12月17日に組合員2名、12月25日に市教育委員会2名、ことしに入り、1月19日に市側2名及び公社1名に対し行われました。この審問を経て、労働委員会より、2月2日、本議案のとおり和解勧告がなされたところでございます。

和解勧告の内容は2点でございます。1点目は公社に対する再就職あっせん努力義務、2点目は市教育委員会に対する退職金の確保指示でございます。1点目は、現在公社で努力しておるところでございます。2点目の内容として「市と協議」とございますが、現在の財政状況を勘案して、また、「議会の議決」は財政状況及び市民の代表である議員各位の納得の得られる額をもってと当方は理解しているところでございます。本来、地方自治法第222条には、予算を伴う議決案件は同時に本会議に提案すべきところでございます。しかしながら、和解の回答が16日と迫っていること、及び議員各位の同意をいただける額であることを勘案し、不足額の補てんは3月議会に補正予算として御提案しようと考えているところでございます。

よって、本和解については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本議会に提案いたしたいとするところでございます。

なお、労働組合を含む4者が勧告に同意した場合には、和解となりますことを申し添えておきます。

よろしく御審議くださり御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（常泉健一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午前10時11分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午前10時25分 開議

○議長（常泉健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第1号について質疑を許します。前田正志議員。

○2番（前田正志君） 公社の問題について、これまで公社の歴代の理事会がこういったものに関しては責任があると思います。理事長、あるいは理事の皆さんの責任について、市のほうではどのような認識を持っておられるのかを伺いたと思います。責任が全くないとは思えませんので、例えば報酬など出ている場合に、歴代の皆様に金銭的な御協力を求めるとか、そういうお考えがあるか、あわせてお伺いをいたします。

また、今回、お金のほうが、3億円近く額がかかるやに聞いておりますけれども、そういった場合に、茂原市の財政状況が厳しい中、どのようにやりくりをされるのか、財源についてお伺いをいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 前田正志議員の質問に対し当局の答弁を求めます。

教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） お答え申し上げます。

第1点目の理事長及び理事の責任ということでございますけれども、これは当然、経営主体としての経営者でございますので、責任はあると認識しておるところでございます。

また、責任はあるという観点において、返還をということでございますけれども、今体制としてまず最初に御説明申し上げたいのは、理事長のみ月額14万7000円の報酬がございます。その他の理事につきましては、市から出向している者についてはゼロ、また、市以外の理事の方については、1名の方は1回出席に7200円、また、もう1人の校長会からの選出者については年間として4000円を支給しているところでございます。そのような中から考えますと、責任の所在ということについては十分あるのでございますけれども、この責任ということにつきまして、2つ考えがございまして、1つは、給料が高騰してしまったという、そのことについての責任。また、退職金の金額が不足しているということの責任。その他の責任等ありますけれども、今回の主要な課題でございませぬので、その2点について絞って説明をさせていただきますと、給料の高騰につきましては、これは団体交渉によつての結果でございます。必ずしも理事個人の責任とは言えないと考えております。また、退職金の規定につきましては、退職金規定をつくったときに引当金といいますか、中退金に上乘せして積み立てておく必要性があったと考えております。そのことを怠ったということについての責任はあると思っておりますけれども、これは一方、考えますと、教育委員会が委託先としてそのことを指示しなかつた、いわゆる指示責任の欠如ということも大きな責任ではないかと考えておるところであります。その点から考えますと、理事長または理事に対しての責任を追及するということは、今回に関しては適切

ではないのではないかと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。
以上です。

○議長（常泉健一君） 企画財政部次長、今関正男君。

○企画財政部次長（今関正男君） 財源の質問でございますが、現在、歳入歳出の決算見込みを精査中でありまして、その中で財源の確保に努めたいと考えております。以上でございます。

○議長（常泉健一君） 前田正志議員、再質問ありませんか。よろしいですか。

他にありませんか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 今回の和解勧告書には、第1としまして、公社職員の再就職先を確保できるよう最大限努めるとあります。今後の職員の就職先について、大きな問題として取り上げております。私はこの点に絞ってお伺いいたします。

そもそも事の発端は、昨年6月4日、共同調理場の規則改正によるもの、これは先ほど御説明がありました。理由として、業務委託先を公社としてきたけれども、市の当初の目的が果たせなくなったとされています。今までの御説明では、公社外しではない、公社も入札に応じればよいというようなことでしたけれども、しかし、この時点で既に公社が入札に通るかどうかの可能性について吟味される必要があったのではないのでしょうか。公社が通らなかつたら、公社はどうするのか。今回、このような問題が発生するのは予測できたはずであります。

そこで伺いたいんですけれども、事の発端は教育委員会による規則の改正、つまり今回の問題のそもそものは、決して公社や、その職員側から起こしたものではなくて、市の政策として行われたものでありまして、これは市が手がけてきたものである。こういう面で、全面的に問題解決の責任があるのではないのでしょうかということ、まずこの責任問題についてどう認識されているのか、これを伺いたいのが1つ。ドミノ倒しではありませんけれども、倒したのは隣の1つで、あっちで倒れたのは関係ない、こういうことでいいのかどうかということです。

そして、再就職先確保につきましては、公社は市、教育委員会の協力を得てと、この和解勧告書にありますけれども、これは非常に大きな問題であります。そして難しい問題でもあります。では、今後失職せざるを得ない職員の方々に対しまして、どの程度の段階まで再就職について当局が協力していくのか。労働者派遣法の改正が大問題となっています。労働者保護の動きが全国で活発化しておるところであります。依然、雇用問題は深刻な状況であります。この御時世で新たに就職先を確保することがいかに大変か、これは御存じだと思いますけれども、この辺の認識をお伺いいたしまして、そして、どこまで市の方針としてフォローされていくつ

もりのか、具体的に現時点での方針をお伺いします。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（常泉健一君） 飯尾 暁議員の質問に対し当局の答弁を求めます。

教育部長、國代文美君。

○教育部長（國代文美君） それでは、お答え申し上げます。

第1点目の責任ということにつきましてですけれども、再就職ということに限っての責任でございまして、これは一義的には、公社があるものと考えております。また、市当局、教育委員会としての関係につきましては、最大限そのことに対して協力するという考えでございまして。

また、どういう方針でということにつきましてですけれども、今現在、東洋食品における優先採用ということで、既にこれは面接が終わったそうでございますけれども、これをまず第1点として、そして市職員といいますか、市の臨時及び非常勤職員として今現在7名を確保しているところでございます。また、例えば本人がその他のところに勤務したいということであれば、リクルート等を使って再就職のあっせんをしてまいりたいと考えているところでございます。ただし、失業保険をいただくという選択をされた方については、再就職のあっせんをする考えはございません。以上であります。

○議長（常泉健一君） 再質問ありませんか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） その責任ということなのですが、そういう責任じゃなくて、事を起こした、この事件の発端となったのは市の責任であります。そういうことだと思うんですけれども、雇用責任とかそういう問題じゃなくて、市が事を起こさなければこういう問題はおきなかったと、そういう認識があるかどうかということです。

続けて。今、常識的に考えまして、再就職が確保されたとして、労働条件、主に賃金ですけれども、現状より悪くなるというのが相場だと思います。今まで平穩に職務を遂行してきた方々が市の方針で転職せざるを得ない、こういう事実をしっかりと踏まえた上で確認したいんですけれども、最も重要なのは、職員の意にそぐわない解雇であり、転職であります。その再就職については、職員の希望、要求を満たさなければならないと私は思うんですけれども、この点が重要です。職場を奪ったのは皆さん方なんですよと。このことを考慮した上で、本当に最後の1人まで再就職を確保する、ここが大事だと思うんです。最後の1人まで再就職を確保する、この方針を貫いていただけるのかどうか、これを伺います。

なお、今回の件とはちょっと違うんですけれども、雇用責任について考えさせられることが

ありました。朝日新聞の2月13日、先週の土曜日の記事なんですけれども、これは読者の投稿欄の記事です。ですから、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょうどそこには「上に立つ人の雇用確保の義務」と題されておりまして、旧国鉄のリストラに伴う職員の再就職先確保の話が実は載っております。それほど長い文章じゃないのでちょっと引用させていただきますが、この読者の方は、投稿にあたって、一番厳しかったのは部下の職員の再就職でした。私は公休、非番を返上して、官公庁や企業周りをして部下の採用をお願いして歩きました。全員の再就職にめどをつけて国鉄から身を引きました。48歳のときでした。これが責任の取り方ですね。続きます。昨今、非正規社員から正社員まで解雇の憂き目に遭うのを見聞きするたび、胸が痛みます。国鉄改革時には現場の管理職が一体となって、1人の職員も路頭に迷わさないと頑張りました。上に立つ人たちは、時代の流れだ、環境の変化だ、こういうことで片づけずに、どうか組織の人々みんなのことを忘れないようお願いします。その一人一人に家族がいて生活があるのですと、こう結んでおります。これが非常に雇用者としての正しい態度だと私は思います。これは一読者の経験に基づく話ですけれども、非常に示唆に富んだ内容だと思います。こういうことをぜひ参考にさせていただきたいと思います。では、よろしくをお願いします。

○議長（常泉健一君） ただいまの再質問に対し当局の答弁を求めます。

教育部長 國代文美君。

○教育部長（國代文美君） 第1点目の、今回の問題を起こした責任ということについてお答え申し上げますけれども、今回の問題と申しますのは、責任の所在ということについては、私どもは、公社の職員の方々に対する委託先としての責任はございます。一方、これは市の税金を使うことでございますので、市民に対する責任ももっと大きな責任があるわけでございます。そのことを選択いたしますと、市民の方々の貴重な税金を使うということに対する責任のほうがより大きいものと考えているところでございます。

また、一方、職員の希望を最後までということにつきましては、これは最大限努力させていただきます。しかし、就職については相手方もあるし、また、公社職員の方々の希望も当然あるわけでございます。その中で、すべてを充足する形で再就職をあっせんするということは、今この段階において、最後までという言い方は今のところできない状況でございます。しかしながら、最大限努力していきたいという気持でいますことを御了解願いたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（常泉健一君） 飯尾議員、再々質問ありますか。飯尾 暁議員。

○1番（飯尾 暁君） 要望させていただきます。ぜひとも最後の1人まで、再就職されるまでよろしくフォローをお願いいたします。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） それでは、2点ほど伺いたいと思います。

1つは、今この議案でもありますように、和解の方向に進むということで、市のほうもそういうテーブルにのって、公社の職員の皆さんと話し合うということなんですが、その和解について、市としては一体どんな態度で臨んでいくのか、このことをお伺いしたいのが1つ。

2点目は、全員協議会でもこの間いろいろ説明はいただきましたけれども、改めて再確認の意味で。これまで給食公社の職員の皆さんの退職金、その退職金はどのように支払われてきたのか、その現状をお伺いしたいと思います。この2点です。

○議長（常泉健一君） ただいまの平ゆき子議員の質問に対し当局の答弁を求めます。

教育部長、國代文美君。

○教育部長（國代文美君） 和解に対する態度ということですが、私どもは労働委員会に対する態度、これについては一貫して使用者責任はないと。その中で団体交渉には応じられないという立場できました。その態度は今後も同じ態度でいきたいと考えております。その上で、今回、先ほど説明いたしましたけれども、質疑応答等があった結果、労働委員会のほうから和解勧告があったわけでございます。この和解勧告について、私どもとして真摯にこのことを受けて臨みたい、そう考えているところでございます。

また、退職金のことについては、今までの退職金のあり方ということでよろしいでしょうか。今までの退職金につきましては、公社で話し合っているところでございますけれども、聞くところによりますと、総合事務組合、いわゆる市と同じ水準においての退職金を支出していたということであると伺っておるところでございます。以上です。

○議長（常泉健一君） 平議員、再質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 今の答弁を受けまして、1つは、使用者責任がないというなお話でしたし、先ほどの前田議員の質問に対しても、答弁では、公社の形態というのは市の職員が出向している、また市の元幹部職員のOBで、そういった構成になっているということは、これはもう完全に市とは事実上切っても切れない関係にあるということ、形式的には市とは関係ない、公社職員との相手は公社だということなんでしょうけれども、市とは事実上切っても切れない仲であるということは、これは間違いないことでもありますし、そういった意味でも、今回和解することにも真摯な態度で対処するということを書いていらっしゃるんですから、ぜ

ひ公社職員の納得のいくようにやっていただきたいということがまず1つと、それと、これまでの公社職員の退職金、市の職員と同じように支払われてきたというのならば、今回こういう状況に至ったということは、公社の職員の皆さんの責任ではない、市の一方的な都合でこういった事業転換が起きたことでこういう状況に陥ったということであれば、整理解雇という意味であれば、これまで公社の職員の皆さんに支払ってきたように、ぜひ退職金は満額支払うべきであるし、また上乘せがあっても、これはもう当然じゃないのかと、このように思うんですが、また、今までの説明でも、財政が厳しい、こういった状況であるからということで、退職金もできれば、削ればそれに越したことはないような、こういった内容のことも聞かれましたが、しかし、こういった事業転換によって、この間説明があったのは、1年間で1億数千万の事業効果があると、こういったことも説明がありました。こういう点からいっても、決して財政面からは賄える内容のものじゃないと、このように思います。また、住民感情というような、市民に責任がある、こういったような内容でも、これまでのこういった財政難で、住民の皆さんからのいろいろな住民要望が実現できない現状は確かにあります。それはなかなか厳しい面というのも、この間ずっと議会でもありましたし。しかし、今回のこの問題と全く違う次元の問題だと思っています。今、公社の職員の皆さんの就職のこともそうですし、また退職金の問題でも、公社職員の権利、住民の権利、暮らしを守れない、こういうことでは自治体の責任、住民の福祉の増進、この役割がある自治体として、その役割を投げ捨てるようなものですから、この点では住民福祉増進の、住民の暮らし、福祉を守る防波堤となるべき自治体の役割をきちんと果たすべきだと思います。その精神を貫いてこそ、住民の権利と暮らしが守れるんじゃないか。住民の皆さんもそこに共感が得られるんじゃないかと思います。今、非常に雇用が切られ、仕事もない、住む家さえ奪われて、派遣村が起きたり、そういった状況下で、県や国、各自自治体が救いの手を差し伸べている、こういう現状が起きているんですね。そういう中で、この茂原市では一方的に解雇をする、そして最後の最後まで面倒を見ないようなことが絶対あってはならないと思います。こういう意味でも、今回、この和解をするという段階で、ぜひ公社職員の納得のいく方向でやっていただきたいと思います。

今の部長の答弁では、最大限の努力をすと言っていました。ただ、最後の最後まではいかななものかと、このような答弁もありましたけれども、本当に最後の最後まで責任を取るべきだと思います。この点で、市長のほうからお答えをお願いしたいと思います。

○議長（常泉健一君） 市長、田中豊彦君。

○市長（田中豊彦君） 今、教育部長のほうから話がありましたけれども、使用者責任として

は、市としてはございません。団体交渉にも応じておりません。組合からの勧告があったため対応したいということでございます。精いっぱい努力してまいりたいと思います。

○議長（常泉健一君） 平ゆき子君、再々質問ありますか。平ゆき子議員。

○9番（平ゆき子君） 最後に。本当に市民のために暮らし、権利、そういった守れる市政であってほしいと思います。これが守れないような市政だったら、これは恥べきことだと思います。以上、よろしくをお願いします。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。三枝義男議員。

○22番（三枝義男君） 質問いたします。このたびの和解に関する議案につきましては、さきの議員全員協議会での報告も受けてまいりましたけれども、千葉県労働委員会における数回にわたる調査と審問を経て、労働委員及び関係各位の御苦勞の末なされた和解勧告書を踏まえての議案となったというふうに理解しておるわけでございます。

本議案に関して数点質問をさせていただきますけれども、まず1点、総論でございますけれども、私は本市の財政状況等を踏まえた中で、しかも、この案件は、かなり長年にわたりまして、この公社問題は議会筋からもいろいろと問われてきた課題ではあったわけでございますけれども、今年度、田中市長の英断と言うと反対をする人もいますけれども、決断によって、あるいはまた教育委員会もそういったことを踏まえて、この際プロポーザル方式に切り替える方向にいくという、この決断については、私は大いに、今までの経緯を見た場合には、立派な決断になるんじゃないかなと、このように考えているわけでございますけれども、今出ているこの2つの問題、就職あっせんの問題、それから退職金の支払いの問題でございますけれども、本来、公社は独立した法人となっているわけでございまして、みずからの努力によって頑張って職員の待遇をよくしていくというのが本来公社としての独立した使命であって、先ほど来出ていますけれども、市としての使用者責任というのは、本来ないわけでありまして。にもかかわらず、こうした問題が起きてしまっているということは、発足以来、教育委員会がもうちょっと独立性を指導するという、そういった姿勢が欠けていたために、こういったことになっているんじゃないかなと。今まで国のほうでも、国は非常に、広い話になりますけれども、国鉄の公社の改革、あるいは日本たばこ産業（JT）の改革、あるいは電電公社がNTTになったと。みんな親方日の丸ではだめだということでもって、国が最終的に突っぱねた中で、見事に公社は立ち直りまして、民間企業として立派に活躍しているわけでありまして。ですから、今までの指導のあり方によっては、給食公社も本来1人勝ちができて、こういった問題が起きなかったんじゃないかなというふうに考えますけれども、そのことについて、市長のほうは褒めました

から、教育長、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

次に、2点目として、議案の和解内容の(2)に「教育委員会は、市と協議のうえ、茂原市議会の議決を条件として、公社が公社職員に支払う退職金の予算を確保する」というふうに記載されておりますけれども、一方、公社の退職金規定によりますと、その第3条に、退職した者に対する退職金の額は茂原市職員の例によるとされておりますけれども、そうしますと、公社は現在、中小企業退職金共済の積み立てのみであって、これが1億8000万というふうに聞きましたけれども、満額とは限りませんが、提訴側の要求からしますと、不足分を市が補てんしなきゃいけないということが考えられますけれども、その場合に、市はどのような理由に基づいて補てんをしようとするのか、その辺の理由をお聞きしておきたいと思います。

3つ目として、今後のスケジュールについてでございますけれども、今回の和解では、市がどの程度の予算を確保するのか不明確でありますけれども、今後、どのような経過をたどって具体的な額が決まってくるのか、そのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

とりあえず3つ、お願いします。

○議長(常泉健一君) ただいまの三枝義男議員の質問に対し当局の答弁を求めます。

教育長、古谷一雄君。

○教育長(古谷一雄君) お答えをいたします。

教育委員会の指導性についてどう考えているかということでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、現状としてこのような事態になっているということがありますので、これは指導性がなかったというふうに受けとめております。今後は、これを勉強といたしまして、こういうことがないように考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(常泉健一君) 教育部長、國代文美君。

○教育部長(國代文美君) それでは、退職金の不足額の補てんについての御質問にお答え申し上げます。この点につきましては、先ほど説明を一部いたしましたけれども、従前から、退職金規定ができて以降、委託料としてその中に退職金を積み立てるといいますか、予算要求されてまいりました。そのことを私ども教育委員会として追認した上で支払いを行っていたという、過去十数年における事実がございます。これが事実例としての責任の一たんではないかと考えているところであります。

さらに、万一、公社が補てん額を支出しない場合は、3月31日に公社が解散した暁に、債務超過となってしまいます。すなわち破産状態に陥るわけであります。市が設立した公社が破産状況に陥ることが、決して市及び市民に対する評価として必ずしも適当でないという事実がご

ざいます。また、さらに、支払いの状況としては何が一番ふさわしいかということにつきましては、過去の例、また県、その他の事例からいきまして、整理解雇が適当ではないかというところであります。また、プロポーザル方式に転換することによりまして1億数千万の経費の削減が図られたところがございますので、当初におきましては多額の支出になるわけでございますけれども、長期的に見ますと経費の節減効果が十分出てまいりますので、本来、法理的な点からいきますと、市が公社に対して補助金を出す必要性はないと考えておりますけれども、今までの過去の事例からいきまして、そういう形で補てんする必要があるのではないかと考えているところがございますので、よろしく御理解願いたいと思っております。

さらに、今後のスケジュールということがございますけれども、本日ここで議決していただきましたら、労働委員会のほうに和解を受託するという形で、もしくは否決するという形で明日、労働委員会に提出いたします。万一受託ということであれば、これは4者が受託して初めて成立するわけがございますけれども、この4者が受託をした暁には和解という形で労働委員会は終結いたします。一方、それを受けて、私どもといたしましては、退職金について皆様方の御意見を十分踏まえた上で、幾らを支出するのかということについて公社と協議してまいります。早急にこの金額を決定した上で、24日から始まります3月議会に金額を上程したいと、そのようなスケジュールでいく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（常泉健一君） 三枝議員、再質問ありませんか。三枝義男議員。

○22番（三枝義男君） 教育部長の答弁内容はよくわかりました。その中で、今までは委託料に盛り込んで払ってきたということでもありますけれども、公社の決算、予算書は確かに第三者機関としての報告を私どもいただいていたけれども、ただ、私も勉強不足であって、委託料の中に折り込んでしまったということは、私ども、この辺キャッチできなかったわけです。ですから、この辺がもっと早く気がついていれば、早めに我々としてもいい意見が出せたんじゃないかなということで、報告の仕方についてミスがあったんではなかろうかと思えます。

本来、公社は民間と同じなんです、立場的には。普通、民間の企業であれば、整理解散といっても、結局清算になるわけですから、清算において、持てる財産の範囲内で解決するというのが民法上規定されているわけでもありますけれども、そこは事実例等も踏まえて、非常に市の温情といいましょうか、そういったことも感じられる。どっちかという、政治的な妥協案じゃないかなと、このように考えて、ただし、口頭出ましたように、これをやることによって、逆にプラス効果はあるんだということ踏まえれば、我々としてもある程度飲まざるを得ない

のかなという今感じを持っているわけでございます。その辺で、委託料に折り込んでしまったというようなこと、それについてはどう思いますか。

○議長（常泉健一君） 答弁願います。教育部長、國代文美君。

○教育部長（國代文美君） 委託料に盛り込んでしまったということではなく、私どもといたしましては、委託先と受託先という関係でございますので、委託料の算出にあたって、公社のほうで金額をその委託料の中に入れてきているということでありまして、その方法として間違っているということではございません。ただ、退職金が、先ほどちょっと説明させていただきましてけれども、市並みという形の退職金になってきている状況の中で、本来であれば、公社独自で見合う積み立てをしておくべきであったのではないかと考えているところであります。その点での教育委員会からの委託先としての指導が足りなかったと考えているところでありますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（常泉健一君） 三枝議員、よろしいですか。

他にありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することと決定しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党を代表いたしまして、議案第1号「不当労働行為救済申立事件の和解について」の討論を行います。

本案件につきましては、反対するものではありませんが、千葉県労働局和解報告書の趣旨に沿った措置がなされること。その際、十分に公社職員の方々の納得が得られるような措置がなされることを強く要望する立場にて討論を行います。

我が国の現在の失業率や有効求人倍率の低迷は、依然として過去最高のレベルであります。雇用の回復が見られず、この冬も再び各地で労働者年越し派遣村が創設される事態が発生しま

した。仕事や住居までも失った労働者に対し、国や地方自治体が仕事をあっせんし住まいを提供するなど、その救済に乗り出しています。

そうした中、茂原市では茂原市学校給食公社の解散が決まり、職員が解雇されるなど、行政みずから雇用を破壊する事態が発生しました。自治体は不況を理由に率先して労働者の首切りを行うような大企業と同列、同質ではなく、地方自治法第1条にうたわれているように、住民の暮らし、福祉を守ることがその役割であり、このようなことは絶対にあってはならないことです。このことが今厳しく問われているところであります。行政が率先しての首切り、その後の失職される方々への支援も十分でないとするれば、自治体も議会も将来にわたって汚点を残すこととなります。今回の件は、市政全体の中で起こされた問題でございます。したがって、公社職員の処遇に対しては、市当局が最後まで責任を持って対処すべきであります。

今回の千葉県労働局による和解勧告書には、職員の再就職先の確保及び退職金予算の確保が示されております。第1に、市当局の裁量で職場を失う職員の方々の再就職先確保です。その意味では、職員一人一人の要望に沿って、道義的には最後の1人まで、その再就職に対し市当局が責任を負うのは、これまでの流れからすれば当たり前のことではないでしょうか。第2に、退職金については、これまでの退職者には市の職員に準じた退職金が支払われてきております。今回、学校給食民営化での節減により見込まれる年間1億数千万円の経費、3年分を原資とすれば、満額以上の退職金の支給は十分可能であります。財政難を理由とした退職金削減などの道理は全くありません。公社職員の皆さんにとっては、一生を左右する大問題です。

以上を申し述べまして、討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。田丸たけ子議員。

（12番 田丸たけ子議員登壇）

○12番（田丸たけ子君） 議案第1号、不当労働行為救済申立事件の和解につきまして、多くの市民の皆様の声を代表いたしまして、市民の目線に立ち、賛成討論を行います。

千葉県労働委員会は、申立人茂原市学校給食公社労働組合と、被申立人茂原市学校給食公社、同茂原市教育委員会及び同茂原市との間の地労委平成21年第3号不当労働行為救済申立事件について和解することを適当と認め、平成22年2月2日勧告をいたしました。その内容につきまして、1、公社は市及び教育委員会の協力を得て市の非常勤職員及び民間企業等の再就職先リストを組合及び公社職員に対し示すなどをして、同職員の再就職先を確保できるよう最大限努める。2、教育委員会は市と協議の上、茂原市議会の議決を条件として、公社が公社職員に支払う退職金の予算を確保するというものでございます。今、日本の経済は、一昨年秋のリーマ

ンショック以降、一段と悪化をし、その低迷状態から抜け出せない状況にあります。企業収益の減少は給与の減額、早期退職の強要や派遣社員の解雇などを生み、デフレスパイラルに歯止めがかからず、一層日本経済を深刻にしております。また、生産の減少、収益の減少は関連企業や下請け企業にも深刻な影響を与え、中小企業の倒産や廃業が相次いでおります。その経済状況は、市民所得の減額、市内企業収益の減少にもつながり、当然のことながら、市民税の減収等に大きく波及し、市財政を一段と厳しくしております。

加えて、本市では、厳しい財政状況に対応し、平成8年に茂原市行財政改革大綱第1次実施計画を策定し、現在は第4次実施計画を実施中であり、あわせて、歳入歳出両面から抜本的に聖域なく見直しを行い、収支の均衡を図り、市民福祉の充実に取り組むことを目標にして、平成18年度から財政健全化計画も実施中であり、学校給食調理業務の民間委託は、厳しい本市の財政状況上、必然の政策と考えます。それに伴う公社職員の処遇について、公社労働組合から千葉県労働委員会に不当労働行為救済申立が提出され、2回の調査、3回の審問後の2月2日に和解勧告が示されたところでございます。公社職員の皆様の長年の学校給食調理業務への取り組みは評価したいと思いますけれども、市財政の厳しい、厳しい現状も認識の上で歩み寄り、茂原の未来を担う子供たちにツケを回さないように市民協働のまちづくりを目指すべきと考えます。

最後に、尊い血税をおさめている市民が納得し、市民の理解が得られる和解交渉を強く望み、賛成討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。三枝義男議員。

（22番 三枝義男君登壇）

○22番（三枝義男君） 新政会を代表して、議案第1号「不当労働行為救済申立事件の和解について」に条件つきで賛成し、その理由を述べます。

財団法人茂原市学校給食公社は、昭和56年に中央学校給食共同調理場の設置と同時に設立されました。以来、同調理場は28年間の長期にわたり約6000食を数える大量の学校給食を食中毒等の問題も起こさず提供してきた功績は、非常に大きなものがあったと思います。

しかし、本市行財政の健全化を目指し、経費節減のために設立された公社も委託料が高騰し、設立当初の目的が達成されない状況となっており、ここ数年、議会筋からも改善策が求められてきました。さきの議会では、給食業務を行う業者がほとんどなかった設立当時と異なり、多数の業者が当該業務に参入できるようになった現在、市は公社を含めた複数の業者の中からよりよい給食業者を選ぶ道を選択したとの答弁があり、さらに、共同調理場管理規則を改正、プ

ロポーザル方式に移行し業者選択を行うとの説明がなされたのであります。同方式により業者選考を実施した結果、公社が受託できなかつたことはまことに残念な結果でありました。22年度よりプロポーザル選考業者の株式会社東洋食品に3年間の長期継続契約で委託することになりますが、委託料は年間約1億円以上の減額となり、3年間での減額は、整理解雇として退職金を支払つたとしても、それ以上の額になります。

今回の労働委員会の和解勧告を受託せず、裁判により正当性を主張して争うことも可能であります。これまで公社に市が委託料により退職金を支払つてきた事実や公社設立の責任者として和解を受け入れ、公社が円満に解散できるよう手続を進めることもよく理解できます。和解交渉に臨む場合、条件となっております申立人側への退職金支給が検討され、3月議会に補正予算が提出されることですが、支給金額の協議にあたっては、独立法人たる公社解散のあるべき姿、本市の財政状況、さらには市民感情等を十分考慮し、妥当性ある金額まで詰めることを条件として、和解勧告受け入れ同意の賛成討論といたします。

○議長（常泉健一君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（常泉健一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、議案第1号「不当労働行為救済申立事件の和解について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（常泉健一君） 起立全員と認めます。したがいまして、議案第1号は可決されました。

以上で、今臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（常泉健一君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議案第1号の上程説明並びに審議

○出席議員

議長 常 泉 健 一 君

副議長 深 山 和 夫 君

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番 | 飯 尾 暁 君 | 2番 | 前 田 正 志 君 |
| 3番 | 矢 部 義 明 君 | 4番 | 金 坂 道 人 君 |
| 5番 | 中 山 和 夫 君 | 6番 | 山 田 きよし 君 |
| 7番 | 細 谷 菜穂子 君 | 8番 | 森 川 雅 之 君 |
| 9番 | 平 ゆき子 君 | 10番 | 鈴 木 敏 文 君 |
| 11番 | ま ず だ よしお 君 | 12番 | 田 丸 たけ子 君 |
| 13番 | 加 賀 田 隆 志 君 | 14番 | 腰 川 日 出 夫 君 |
| 15番 | 伊 藤 すすむ 君 | 17番 | 勝 山 穎 郷 君 |
| 18番 | 初 谷 智 津 枝 君 | 19番 | 三 橋 弘 明 君 |
| 20番 | 関 好 治 君 | 21番 | 早 野 公 一 郎 君 |
| 22番 | 三 枝 義 男 君 | 24番 | 市 原 健 二 君 |
| 25番 | 田 辺 正 和 君 | 26番 | 金 澤 武 夫 君 |

☆

☆

○欠席議員

な し

☆

☆

○出席説明員

| | | | |
|----------------------------------|-------|--|-------|
| 市長 | 田中豊彦君 | 副市長 (行政改革推進本部長) | 長谷川正君 |
| 教育長 | 古谷一雄君 | 総務部長 | 松本文雄君 |
| 企画財政部長 | 平野貞夫君 | 市民環境部長 | 風戸茂樹君 |
| 健康福祉部長 | 古山剛君 | 経済部長 | 川崎清一君 |
| 都市建設部長 | 古市賢一君 | 教育部長 | 國代文美君 |
| 総務部次長 (総務課長事務取扱) | 中山茂君 | 企画財政部次長 (市民税課長事務取扱) | 片岡繁君 |
| 企画財政部次長 (財政課長事務取扱) | 今関正男君 | 市民環境部次長 (生活課長事務取扱) | 渡邊輝夫君 |
| 健康福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱) | 大野博志君 | 経済部次長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当) | 山崎春雄君 |
| 都市建設部次長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当) | 河野正善君 | 都市建設部次長 (都市政策課長事務取扱・ 都市政策担当・ 本納駅東地区 土地地区画整理担当) | 酒井達夫君 |
| 教育部次長 (庶務課長事務取扱) | 斉藤勝君 | 職員課長 | 相澤佐君 |
| 企画政策課長 | 岡本幸一君 | | |

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

| | |
|--------------------|------|
| 事務局長 | 金坂正利 |
| 主幹 | 鈴木均 |
| 局長補佐 (庶務係長事務取扱) | 宮本浩一 |

☆ ☆

○議長（常泉健一君） これをもちまして、平成22年茂原市議会第1回臨時会を閉会します。
御苦労さまでございました。

午前11時17分 閉会

☆ ☆

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年3月1日

茂原市議会議長 常 泉 健 一

茂原市議会副議長 深 山 和 夫

茂原市議会議員 伊 藤 すすむ

茂原市議会議員 勝 山 穎 郷